

2024年度事業計画

法人経営方針

新型コロナ感染症の5類移行を踏まえ感染対策を講じつつ、利用者に対するサービス向上に向け積極的経営を進めていきます。

そのためには、運営の基盤となる、職員の確保、育成及び定着は最重要課題です。職員一人ひとりを大切にし、働きやすく、働きがいのある職場づくりを目指します。

そして、第2次経営計画の中間年となるので、進捗状況をしっかりと見極めつつ、計画の実現に向け職員一丸となって着実に取り組んでいきます。

(経営基盤構築のための取り組み)

- (1) 全国を視野に入れた人材確保策の展開
- (2) 高占床率の維持及び外来診療件数の増加
- (3) 各種事業における登録者数及び参加者数等の増加
- (4) 各種加算及び補助金等の積極的活用
- (5) 職員の効率的配置と超過勤務の縮減

I 法人本部事務局

1 適正かつ効率的な法人経営等

理事会及び評議員会への時宜に応じた報告、情報提供を行い、そこでの決議や様々な意見、評価等を法人経営や施設運営に反映するとともに、内部通報、内部監察等の内部管理体制を機能させ、適正かつ効率的な法人経営や施設運営を図る。

[主な年間スケジュール]

6月	第1回理事会 定時評議員会
10月	内部監察の実施
11月	第2回理事会 第2回評議員会
3月	第3回理事会 第3回評議員会

2 第2次経営計画の確実な進捗管理

1年目の総合評価をふまえ現状を分析し、目標を明確化させ、計画の進捗状況を把握するとともに、中間年として計画の着実な実施を図る。

- | | |
|------|-----------------------------|
| 6 月 | 第 1 回理事会及び定時評議員会において報告 |
| | ・第 2 次経営計画の達成状況 |
| | ・第 2 次経営計画の 2024 年度進行スケジュール |
| 11 月 | 第 3 回理事会において報告 |
| | ・2024 年度上半期の第 2 次経営計画の進捗状況 |

3 発生主義による会計処理の導入

時宜に応じた経営判断を可能とするため、直近の収支状況を迅速かつ適正に把握するため、これまでの現金主義による会計処理に替えて発生主義による会計主義を導入する。

4 人材の確保・育成・定着

(1) 各施設の安定的な運営を支える職員の確保・採用

各施設の安定的な運営体制を確保するため、2025 年度採用活動を進めるとともに、随時、欠員補充のための採用活動を継続して行う。

そのため、第 2 次経営計画の人材確保に向けた各取り組みを全力で進めるべく、採用困難職種については、各施設との連携強化し、より広範囲な学校訪問、web を活用した説明会の開催等、法人及び各職場の魅力をアピールする機会を拡大する。

(2) 「人財」の定着に向けた働きやすい職場づくり

組織・事業を支える「人財」の定着を図るため、誰もが働きやすい職場づくりを進める。

そのため、年次有給休暇の取得推進、長時間勤務の抑制などに引き続き取り組み、職員のワークライフバランスを推進する。

また、職員一人ひとりが尊重され、いきいき働ける環境整備の一環として、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場づくりに取り組む。

Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

1 全体目標

新型コロナウイルス感染症が5類移行したものの、依然として変異を繰り返しており、新たな流行が懸念される。そのため、これまでと同様に必要な感染対策を徹底して、利用者が安全かつ安心して医療福祉サービスを受けられるようにする。

2022年度に全棟開棟となって長期入所に係る施設運営が安定稼働している中で、次なる課題は在宅支援サービスの拡充にある。そして、継続的な施設運営や新たな課題に対応していくためには、何よりも職員の熱意ある取り組みと不断の自己研鑽が不可欠である。現在、特に医療・福祉分野では人材確保の厳しさが増している中で、優秀な人材を確保していくためには、職員が「やりがい」や「生きがい」を感じながら、他の職員との協力のもとに課題を解決していける職場を築いていかなければならない。

2024年度は、在宅支援サービスの拡充に向けて着実な第一歩を踏む出すとともに、職員一人ひとりの意向や生活事情に応じた多様な働き方を模索するとともに、人材の確保、育成、定着に力を注ぐことによって、効率的で効果的な施設運営、医療福祉サービスの提供に努める。

2 運営事業の指針

(1) 在宅支援サービスの充実

可能な限り早急に短期入所16床を稼働させるとともに、医ケア児の通学支援を開始する。また、生活介護事業、放課後等デイサービス事業などの在宅支援事業の開業準備に着手する。

(2) 職員にとって働きやすい職場環境の整備

全ての職員が意欲をもって業務に取り組めるよう、OJTをはじめとした研修体制を充実するとともに、各職場にあっては職種を越えた協力体制が築けるよう、管理職員の積極的な取り組みを促す。

(3) 人材確保の推進

センター港南での先進的な医療福祉を各種学会、研修会等で報告して知名度を向上させるとともに、各種就職説明会への参加や全国を対象として学校訪問を積極的に行い、新たな人材確保へつなげる。

(4) 高収益・低コストの経営意識

全職員が「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事する。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、引続き感染対策を徹底し、施設利用者や職員の安全と健康を確保したうえで、各種医療福祉サービスを安定的に提供する。

3 数値目標

事業名	2024 年度目標（前年度目標）	
外来診療	112.0 名/日	(119.5 名/日)
長期入所	142.6 名/日	(142.1 床/日)
短期入所	上半期 12.0 床/日 下半期 15.4 床/日	(14.0 床/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

- (1) 感染対策に努め、安全・安心な医療・福祉サービスの提供を目指す。
 - ① 職員・利用者に対し適切な感染対策に努める。
 - ② 職員・利用者家族・ボランティアへの情報提供、感染対策指導、研修を行う。
- (2) 入所利用者に求められる先進的な医療の提供。
 - ① 難治てんかんの診断・治療に適切に対応するため、医療機器の導入を検討する。
 - ② 骨粗鬆症の評価と治療の向上を図るため、骨密度測定装置の導入を検討する。
 - ③ がん検診を強化する。
- (3) 外来利用者に求められる医療サービスの向上に努める。
 - ① 地域の医療機関と連携し、利用者の健康維持、生活の質の向上に努める。
 - ② 外来診療の人数・質を向上させ、地域における神経発達症の初診待機日数短縮に貢献する。
- (4) 医療・看護水準向上のため、専門的な医療ケアチームの体制を整える。
 - ① 栄養サポートチーム (NST)
 - ② 摂食・嚥下外来
 - ③ 褥瘡ケアチーム
 - ④ ACP チーム
 - ⑤ 呼吸・排痰ケアチーム
 - ⑥ 感染コントロールチーム (ICT)
- (5) 積極的に学会発表、報告活動を行い、人材育成と日常診療の検証・向上に努める。

(診療支援部)

- (1) リハビリテーション課
 - ① 多様なニーズに対応した先進的・先駆的なセラピーを提供し質を向上させる。
 - ② 多職種医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
 - ③ 人材育成について三施設のリハ全体で連携し、合同研修及び勉強会を行う。
- (2) 薬剤課
 - ① 薬物相互作用、副作用、新薬の情報を取得し安全で効果的な薬物療法に貢献する。
 - ② 後発医薬品への切り替えや在庫の整理を行い、効率的かつコストを意識した在庫管理を徹底する。

③ 短期入所の拡大に向け、他部署と連携して安全・安心な医薬品の提供に努める。

(3) 検査課

① 検査データの精度および信頼性の向上のため、日常精度管理の励行、定期的機器の点検・整備を計画的に実施する。

② 検査の依頼動向に合わせた検査体制をとって効率的な業務を実施し、検査件数の変動に支障ないよう対応する。市中の情勢を迅速に得て、検査試薬や検査キットの在庫管理を適正に行うよう努める。

③ 感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療に貢献する。

(4) 放射線課

① 利用者の安全性のため、被ばく線量の最小化を第一に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。利用者に対し医療被ばくに関する情報提供を行う。放射線業務従事者の被ばく線量管理を徹底する。

② 検査の精度・信頼性の向上のため、検査機器の保守点検及び整備、知識及び技術の習得に努める。

③ 効率的な業務を行い、入所・外来の検査の円滑化に努める。

(5) 栄養課

① 衛生管理や食品アレルギー対策を徹底し、安心安全な食事の提供に努める。

② 災害時に備え、食品・栄養剤の適切な備蓄を行う。

③ 栄養相談や栄養サポートチーム(NST)の巡回によって、利用者の状態に応じた適切な栄養指導や増粘剤等の調整及び情報提供を行う。

(看護部及び生活支援部)

(1) 居住支援部門

① 安全で質の高いケアを目指し、2人介助の推進と徹底を行う。

② 利用者本人の意思を反映した「暮らしの環境」と「日中活動(社会参加)」に向け多職種と協働し検討実施を行う。

③ 入所児童に対し、個々の成長に応じた支援と日常生活や自立に向けた支援を行う。また、家族支援(きょうだい児含む)や在宅復帰含む移行支援を行う。

④ ボランティア活動・地域交流の推進に努める。

⑤ ACPの研修を推進し、施設内に起きている問題にチームとして対応する。

⑥ 日常業務のなかでの研究的取り組みを行い、学会等で報告する。

⑦ 安全で安定した棟運営に向けて、人材の確保、育成に努める。

⑧ 医療的ケア児の通学支援事業の年度内実施に向けた準備を行う。

⑨ 日中活動の機会を確保し、うるおい豊かな生活の実現に努める。

⑩ 学齢期の子どもたちの成長段階に合わせた教育や支援に向け、分教室と連携を行う。

(2) 在宅支援部門

① 医療福祉相談室

(ア) 初診受付・相談

新患相談受付窓口としてインテークの後、相談内容により診療部・リハビリテーション

ョン課・外来課との調整を行い初診に繋げる。施設の機能に関する利用相談および他機関への伝達等、利用者の不安に寄り添い必要な支援に繋げる。

(イ) 短期入所調整

2棟での短期入所受け入れ開始に向け、入所棟との協議・調整を行う。利用者のニーズを把握し、稼働ベッド状況に応じて最大限の入所調整を行う。新規利用の相談に応じて情報集約や事前外来、体験入所等を調整の上、通常申込みに繋げる。

また、緊急入所の依頼に対応し、速やかに診療部、入所棟との調整を行う。

(ウ) 新長期入所調整

行政との検討が速やかに行えるよう、候補者の選考に関わる情報整理を行う。入所者決定後は、関係機関、入所棟と連携し入所者およびご家族が安心して入所日を迎えられるよう支援する。

(エ) 指定特定相談支援事業の拡大

サービス等利用計画(計画相談)の要望を把握し、地域ニーズに応じていけるよう業務拡充を目指し体制整備を行う。

(オ) 委託事業「二次相談支援事業」

横浜市からの委託を受けて、重症心身障害児者への専門性を活かして相談対応する。

地域の支援機関(基幹相談支援センター、区役所、学校、通所先等)をはじめとした支援者サポートに努める。

(カ) 外部向け講座等の企画開催

地域啓発や支援者のスキルアップを目的とした講座・勉強会の企画及び運営を行う。

② 外来課

(ア) 感染対策を引き続き徹底して、利用者及び職員に安全な診療に取り組む。

(イ) 外来受診者の在宅生活の継続ができるよう、家族個々の実情を把握し複数の部門・診療科と連携して適切な地域医療サービスを行う。

(ウ) 発達障害の外来診療枠の増加、新たな治療も始まるため、スムーズな診療が行える体制を整える。

(安全管理室)

(1) 全職員が感染予防を理解・実行できるようにする。感染コントロールチーム(ICT)が中心となり、院内感染等の管理を徹底する。

(2) 発生したインシデント・アクシデントを分析し、その対策を全職員に周知し、医療事故の発生防止に努める。

(3) より多くの情報を収集するため、インシデントレポートの書式、運用を検討する。

(4) 施設内の安全衛生のため定期的な巡視を行い、5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)に取り組む。

(管理部)

(1) 第2次経営計画に係る必要な設備・用度調達等の予算及びスケジュールの適切な管理を行う。

- (2) 新型コロナウイルス等の感染症状況に応じた衛生材料の在庫管理の徹底を行う。
- (3) 物価高騰による委託業務の契約金額増加に対し、契約内容及び契約期間の見直しを行い、支出増加の低減を図る。
- (4) 職員の健康維持向上として、時間外労働時間や年次有給休暇取得日数の適切な管理の徹底を行う。
- (5) 就職説明会や学校訪問、ホームページの改善など積極的に計画し恒常的な人材不足の解消を図る。
- (6) 防災対策の向上及び取組みとして、災害対策ワーキングを中心とし、実践に近い訓練や防災に対する意識の徹底を行う。また能登半島地震に伴い、主に水や簡易トイレなど備蓄品の在庫数見直しを図る。

Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

1 全体目標

法人および当センターの基本理念と基本方針の下、長期利用者の快適で彩りある生活の充実と在宅利用者へのきめ細やかな支援、ならびに職員のウェルビーイングの向上を目標に各事業の安定的運用を目指す。

具体的には前年度に引き続き職員の人材確保・育成強化と離職防止を最優先項目とし、並行して実効性の高い災害時事業継続計画（BCP）を策定した上で、長期入所者の健康管理と日中活動の強化、在宅支援事業の継続可能な運用体制の維持を重点項目として事業計画を策定する。

2 運営事業の指針

(1) 人材確保と育成の強化およびウェルビーイングの推進

毎年度、法人採用サイトや多くの人材紹介会社の利用、就職フェアなどの合同説明会への参加、現職員による紹介など様々な方法で職員募集策を講じてきたが、新入職者の減少と離職者の増加は止まらず欠員は徐々に増加して業務運営上の危機が続いている。昨年度は当初より在宅介護事業、下半期には訪問看護事業の縮小を余儀なくされ、更に短期入所の制限もせざるを得ない状況になっている。そこで、次のとおり、欠員解消に向けて取り組む。

- ① 各職種の業務内容を具体的に示した新たな採用サイトの広報活動
- ② 各地方開催の就職フェアへの継続参加
- ③ 看護学校の教員向け見学会の実施

一方、職員全体が当センターの理念と価値観を共有し、喜びと幸福を感じながら勤労意欲を維持できるようになることを目指して、昨年度上半期よりウェルビーイング経営に取り組んでいる。9月には職員の意識向上のためにウェルビーイング宣言を出し、管理職レベル、スタッフレベルで様々な改革を進めている。今年度は、次の施策に取り組む。

- ① 特性に合わせた管理職研修
- ② 当センター35周年記念事業として作製したマスコットキャラクター「ほのぼー」の商品化を通し、職員間のつながりの強化
- ③ 部署を超えたつながりを作れるような座談会や体験型講座の実施

(2) 実効性の高い災害時事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定

この数年、国内各地で地震、豪雨・水害など大規模な自然災害が頻繁に発生しており、それらを想定したBCPの重要性が更に増している。当センターでは2年前から既存のBCPの改定に着手し、定期的に領域別訓練、全体訓練を行うなど、より具体的な内容にブラッシュアップしてきた。今年度も引き続き実効性の高いBCP作成を目指す。また新型コロナウイルス感染症の流行は増減を繰り返しながら続くと考えられ、引き続き臨機応変な対応を継続する。

(3) 長期入所者の健康管理と彩りある生活の向上

各入所棟ともに利用者の年齢は高齢化の一途をたどっており、それに伴い悪性腫瘍の発生が増えている。保護者も高齢化していてACP（Advance Care Planning：人生会議）への関与も滞りがちであり、また成年後見人は医療同意の権限を持たないため、当センターの多職種

職員の合意をもって方針を決めざるを得ない状況が増えている。その ACP の在り方について改めて検討する必要がある。一方、日中活動も担当職員の欠員が常態化している中で十分に行えているとは言い難いため、新たな発想をもって展開できないかを模索する。家族面会や外出活動は新型コロナウイルス感染症の流行下でも適切な対応を取りながら継続する。

(4) 在宅支援事業の安全で柔軟な運用

短期入所、生活介護、放課後等デイサービスはみんぐ、外来診療、訪問看護ステーションえーる、ヘルパーステーションまいはーとの在宅支援部門、病児保育あさひ、小規模保育室ひかりの保育部門は、新型コロナウイルスの流行状況に応じて適切な感染対策をとりながら業務を継続する。ただし現在は人員不足のために業務縮小を強いられている部署もあり、今年度も人員確保の状況に即応して柔軟な運用を行う。

なお昨年度、生活介護事業における収支バランスの悪化について横浜市担当者への説明を行い、施策上の対策を要望したが、引き続き在宅支援事業の運営上の問題点を詳らかにしてその課題解決の方向性を提示していきたいと考えている。

3 数値目標

事業名	2024 年度目標(前年度目標)
外来診療	88 名/日 (89 名/日) ※97 名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	95 名/日 (93 名/日)
短期入所	8 名/日 (8 名/日)
生活介護	16 名/日 (18 名/日)
訪問看護ステーションえーる	120 件/月 (180 件/月)
ヘルパーステーションまいはーと (居宅)	285 件/月 (285 件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.6 名/日 (4.9 名/日)
保育室ひかり	16 名/月 (17 名/月)
病児保育室あさひ	2.1 名/日 (2.1 名/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

持続する慢性的な人員不足の中でも、新型コロナウイルスをはじめとする多様な感染症対策の変化に対応しながら、長期入所者及び在宅利用者の生活を守るための事業を継続していく必要がある。

大規模災害や感染症など対する事業継続計画に従い、診療部としての役割を果たせるように、各部門との連携を強化して対応する。

利用者の高齢化による病状変化に対応するべく、他施設との具体的な連携を強化していく。

(1) 長期入所

- ① 年々重症化する利用者に対する医療ケアについて、ケアや治療の意義を定期的に確認し、必要な処置が適切な頻度や程度で行われているか、常に確認しながら診療を行い、生活の

質と医療のバランスに重点をおいた診療を心掛ける。

- ② 高齢化・重症化による医療ケアの難化、常態化があり、客観的な評価方法を検討する。また継続可能な内容か配慮や検討を常に行う。
- ③ 利用者家族や後見人との面談、意向確認については、感染流行に対する適切な対策を講じつつ、利用者家族や後見人との正確な意向確認を行う。スタッフも含め、入所者一人ひとりの望む日常生活と医療ケアについて検討し、生活の中で具体的な実施につなげる。(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)。

後見人が兄弟や第3者に移行しつつあり、親世代からの引継ぎを確実に行っていく。

(2) 短期入所

- ① 感染対応や人員不足などによる短期入所受け入れ困難な状況が持続している中、可能な限り、短期入所病床を確保し事業継続を図る。
- ② 他事業所や主治医との連携を強化する。在宅サービスの積極的な導入を勧める。

(3) 外来診療

- ① オンライン診療につき、有益と思われる対象者について積極的に勧める。
- ② 利用者及び保護者の高齢化に伴い、成人科との連携を図り、適切な診療科の紹介、社会資源の導入など在宅・地域生活の医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医の知識を得るため研鑽する。
- ③ 発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。
- ④ 通所及び放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。
- ⑤ 入所・外来にて栄養サポートチーム (NST)・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。
- ⑥ 歯科は新型コロナウイルス感染症への対策変化に対応しつつ、他部署と連携し、院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応えるよう努める。
長期入所者・通所の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診、たちちほ도가やの定期検診及び訪問ブラッシング指導は例年どおり実施する。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

- ① 入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。
- ② 通所の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。
- ③ 外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。
- ④ 地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム・たちちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。
- ⑤ 3施設において安定した頻度・内容のリハビリの提供を実施する為、必要時に3施設間での業務連携、応援ができるよう体制を整える。
- ⑥ 人材育成については3施設が連携して行うこととし、リハチーム全体及び各部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

- ① 効果的な薬物治療を安全に安定して継続するための医薬品の供給と情報提供を行う。特に医薬品が不足しないよう在庫管理に注意する。

- ② 研修・勉強会への積極的な参加と自己研鑽に励み、専門知識と技術の向上を目指す。
- ③ チーム医療へ積極的に参加し、利用者のQOLの向上を目指す。
- ④ 短期入所の持参薬セットを行い、病棟の薬剤管理業務に貢献する。
- ⑤ センター内の医薬品の安全管理に努める。

(3) 放射線課

- ① 利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ② 放射線安全管理に基づき、被曝管理を徹底する。
- ③ 放射線業務に携わる医療従事者の水晶体の被曝軽減に努める。
- ④ 他部署との連携・協力を図り、より良い診療支援を目指す。
- ⑤ 年間を通して、健康診断（一般撮影・CT・エコー）を診療部と連携して計画的に行う。

(4) 検査課

- ① タスクシフト/シェアの一貫として、短期入所受け入れ時の遺伝子検査検体採取実施に協力する。
- ② 迅速で正確な検査を実施する。
- ③ 検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ④ 発注した試薬や物品の納入状況を確実に把握し、業務に支障をきたさないよう管理する。
- ⑤ 機器操作及び運用マニュアルを随時更新する。
- ⑥ 採血管などの定数管理を実施する。
- ⑦ 分かりやすい感染情報を迅速に提供する。

(5) 栄養課

- ① 安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。
- ② イベント食やリクエスト食の計画的な取入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。
また、ケトン食の提供を継続する。
- ③ 栄養士チーム（NST）で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④ 外来栄養指導を積極的に実施する。月平均2件、年間24件以上を目指す。
- ⑤ 委託事業、地域活動支援「健康相談」・「巡回相談」は継続する。
- ⑥ 放課後等デイサービス事業及び保育室とも連携する。
- ⑦ 災害、感染症拡大等、有事の際は業務継続ができるよう「食のBCP」を策定、実施訓練を重ねていく。

(看護部・生活支援部)

(1) 居住支援部門

① 療養介護

- (ア) 長期利用者の高齢化や重症化を踏まえ、望む生活の実現に向け最善な時期を逃さない計画・実施を目指す。
- (イ) 在宅利用者及び介護者の高齢化や利用者の重症化を考慮し、利用者への安心安全な生活保障を確保する。
- (ウ) 感染対策の取組をした上で、面会及び外泊・外出活動を積極的に推進する

- (エ) 様々な働き方を検討し、人材確保に努める。
- (オ) 教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。
- (カ) 研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

② 日中活動

- (ア) 長期入所者の社会参加及び生活の潤いとして感じられる活動を提供する。
- (イ) 短期入所者の希望者への活動の提供と支援を行う。
- (ウ) 長期入所者個人の年齢や健康状態を踏まえた活動を提供する。
- (エ) 地域社会との連携を実施し、質の良い支援を提供する。
- (オ) 研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。
- (カ) 棟職員との協力を強化することで、利用者の状態把握の共有で安心な活動を提供する。
- (キ) 棟状況、感染状況に合わせた活動の工夫を行う。
- (ク) 担当職員の欠員が常態化する中で、新たな発想で利用者の生活に広がりを感じられる活動方法を検討する。

(2) 在宅支援部門

① 外来看護

- (ア) 外来診療・通所・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス・左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。
- (イ) チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- (ウ) 重心及び発達障害児者への看護に関する研修や、他部署との連携の中で外来診療に関わる新しい情報を共有し利用者には有益な診療を提供できるようサービスに努める。
- (エ) 訪問看護ステーションと連携し、相互の支援体制を継続していく。
- (オ) 感染対策を確実に実施することや、関連した施設との連携を密にすることで、感染拡大を防止しご家族が安心して受診できる環境を提供する。
- (カ) コスト意識を高め、管理料や指導料のコスト漏れがないよう確実に請求する。
また、診療材料の価格の見直しを積極的に行う。

② 短期入所・入院

- (ア) センター港南と連携をとり、円滑な短期入所の運営に務める。
- (イ) 人員不足を解消し、短期入所8床稼働が安定して実施できる体制を確保する。
- (ウ) レスパイト等の定期的な短期入所に対応できるよう、3棟で調整し在宅サービスの維持に努める。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、円滑な短期入所の受け入れを継続する。

③ 生活介護

- (ア) 通所数を1日平均16名以上の安定確保を目指す。
- (イ) 効率的・柔軟性をもった送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族

の負担軽減を図る。

- (ウ) 利用者の重度化に伴い、医療ケアの職員研修の充実と体制整備を行う。
- (エ) 計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。
- (オ) 個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。
- (カ) 登録者の重症化に伴い、運営体制を検討する。施策上の対策の要望と併せ、課題解決へ向け、行動する。
- (キ) 地域社会との連携、つながりを強化し、社会生活の充実を図る。
- (ク) 新型コロナウイルスをはじめとする多様な感染症対策の変化に対応しながら、その時々での最良のサービスを行う。

④ 医療福祉相談室

(ア) 一般相談

- (ア) 相談窓口として、全ての相談に応じ、必要な支援を提供する。
- (イ) 重度重複障害、及び、医療的ケアに関する専門的な相談に応じる。
- (ウ) その他障害児者の診療・リハビリに関する相談に応じる。
- (エ) 他機関との連携機能を強化し、専門機関への橋渡し、共同に努める。

(イ) 初診受付・相談

- (ア) 新患相談受付窓口として受診希望者のインテークを取り、外来および診療部との調整を行い初診の案内をする。

(ウ) 入所調整

- (ア) 利用者のご家族や関係機関と連携し、安心して施設生活が送れるよう入所棟のサービス管理責任者と共同して支援する。
- (イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。
- (ウ) 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。
- (エ) 最大限利用者ニーズに応えられるよう、毎月センター港南の医療福祉相談室との連携・調整を行う。
- (オ) 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞き取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

(エ) 指定特定相談

- (ア) 引き続きモニタリング等の業務を遂行し新規の利用受入を拡大していく。
- (イ) 法人内（港南・たちほどがや）の定例連絡会議を継続し、情報共有及び相談支援のサービス向上を図る。
- (ウ) 地域の自立支援協議会および相談事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。
- (エ) 利用者対応や調整などの業務をできる限り各種加算の算定に繋げ、収入増を目指す。

(オ) 退院支援

当院を主治医とする患者、または当センター利用者が他院へ入院した際、退院後の在宅生活移行へのアセスメントを行い、在宅サービス・在宅医療への情報伝達に努める。必要時にはカンファレンスを開催し（退院前カンファレンスへの出席含む）、

情報の共有と支援体制づくりのコーディネートを行う。

(カ) 委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

地域活動支援センター作業所型・障害者地域活動ホーム等の相談依頼に応じる。

(キ) スキルアップと後進育成

(ア) 部署内勉強会、グループスーパービジョン、ケーススタディの継続的な実施

(イ) 実習や研修講師依頼に応じ、社会福祉士、相談支援専門員などSWの後進育成に努める。

⑤ 訪問看護ステーション「えーる」

(ア) スタッフ3人体制で、120件/月の問件数を維持していく。

(イ) 外来や外部の機関と連携することで、安全な支援を提供し、安心した在宅支援の提供を実践していく。

(ウ) 勤務時間をフレキシブルに活用することで、ご家族からの需要の多い、早期訪問や夕方の訪問の拡充を行い、求められる在宅支援に答えていく。

(エ) 外部研修にできるだけ参加することや訪問看護実習を積極的に受け入れることで、スタッフの技術、知識の向上に努めていく。

(オ) 標準予防策の遵守し実践していく。感染状況に応じた臨機応変な対策を講じることで在宅支援を途切れさせない。

⑥ ヘルパーステーション「まいはーと」

(ア) 登録ヘルパーと常勤職員4名配置で月285件の居宅介護の訪問を安定させる。

(イ) 医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを広げていく。

(ウ) 毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

(エ) 今後も登録ヘルパーの採用募集を継続し、事業の安定性と柔軟性を作っていく。

⑦ 放課後等デイサービス「はみんぐ」

(ア) 安全で質の良いサービスを提供する。

(イ) 週5日、1日5名の登録と1日平均4.6名の出席運営を目指す。

(ウ) 研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

(安全管理部)

(1) 感染

① 新型コロナウイルス感染症を含む院内の感染予防策を、マニュアルの見直しを含めて整備する。

② 多剤耐性菌への対策、手指衛生の推進、利用者周辺環境整備に向けた教育・研修に取り組み、職員の知識及び意識の向上を図る。

(2) 安全

① インシデント・アクシデントレポートの要因入力を実施することで、分析、改善策への取組を推進し、ヒューマンエラーを減少させる。

② 院内ラウンドによる、改善のための方策の実施状況の確認と評価（周知）

- ③ 安全におけるコミュニケーションの重要性を理解した職員研修を実施し、安全に対する職員の知識及び意識の向上を図る。
- ④ 年初に発生した能登半島地震をふまえて、自然災害発生時に備えた業務継続ガイドライン（BCP）についても策定・訓練の実施・検証を行い、センターの防災管理体制を構築する。
- ⑤ 医療安全管理室（者）の継続的学習については、ノンテクニカルスキル、医療安全の為のレジリエンスについて学び対策の立案に役立てるよう努力する。

（管理部）

（1）管理課及び医事課

① 人事、人材管理

- （ア）時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。
- （イ）職員のウェルビーイングを向上させる為、新型コロナウイルスで失われた職員間のコミュニケーションを活性化させ、横のつながりを強化する事で、人材の定着率向上に努める。
- （ウ）コロナ禍で定着した e-ラーニングやオンライン研修を継続しつつ、集合研修を取り入れていく。
- （エ）新たに開設した採用サイトからの応募数を増やす為、アクセス数や応募者意見を元に効果検証を行い改善に取り組む。
- （オ）広報活動に積極的に取り組み、ホームページの見直し、SNS の活用等を検討し、採用活動をセンター全体で取り組む。

② 経理業務

- （ア）適正な予算管理と執行を行う。
- （イ）健全なセンター経営のため、経費削減と収入を管理する。
- （ウ）発生主義に円滑に対応する。

③ 福祉、医療請求業務

- （ア）障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。
- （イ）診療報酬のトリプル改定により、加算の算定を複数で確認し、加算の算定漏れが発生しないよう対応する。
- （ウ）診療費について、個別指導に備え、全ての算定基準を見直し、改善を行う。

④ 施設管理

- （ア）安心・安全のため、定期的な施設設備の点検と迅速な修繕を実施する。
- （イ）狭隘化する施設を有効に活用する事が限界となっている為、別館再整備計画の仮図面を作成する。
- （ウ）補助金を利用し、老朽化した設備や機器の修繕を計画し実施する。

⑤ 物品管理

- （ア）老朽化する医療機器を予算に基づき計画的な購入を行う。
- （イ）固定資産の棚卸を行い、管理の体制を整える。
- （ウ）業務効率向上につながる ICT 導入の提案。

- (エ) 発生主義に円滑に対応する為、業務フローの見直しを行う。
- (オ) マスコットキャラクター「ほのぼー」を商品化する。
- (カ) BCPを見直す中で、水の確保が大きな課題となっている。周辺の水道が断水する事を想定し、非常用備蓄庫を新設し、保存水の備蓄を増やす。合わせて、水に関わる訓練を実施し、限りある水の効率的な使用方法や受水槽・災害給水所からの水の運搬方法を確立する。

(2) 保育室ひかり

- ① 保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。
- ② 保育室内及び保育室外周部の危険個所を確認・改善する事で、園児の安全の確保に努める。
- ③ 月間・年間指導計画のPDCAを行うことで、自らの保育を振り返り毎日の実践に活かす。
- ④ 横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。
- ⑤ 卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。
- ⑥ 園見学、一時保育事業を行い、次年度の入所児童の確保や地域の家庭支援につなげる。
- ⑦ 医療的ケア児を受け入れる体制を作る。

(3) 病児保育室あさひ

- ① 病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう、より良い保育を提供する。
- ② 研修へ積極的に参加し、専門知識と保育の質の向上に努める。
- ③ セーフティーネット機能を持つ重要な子育て支援施設としての役割を担う
- ④ 利用者が必要な時に利用できるように感染予防対策を徹底し、できる範囲で同病名同室での預かりを行う。広く受け入れを行えるよう流行の病気を把握し、予約の受け方を工夫していく。
- ⑤ 保育施設等にパンフレットを配布し登録者を確保する。
- ⑥ 当センターの職員が安心して働けるよう、職員の子どもの預かりに柔軟に対応する。

地域療育センターあおば運営事業

1 全体目標

新型コロナ感染症の経験をふまえ引き続き感染防止策を徹底して利用児・職員の健康と安全を守り、利用児ニーズに応じていけるようサービス供給体制を整えるとともに経営基盤の安定化を図る。

また、第2次経営計画の2年目として、職員一丸となり持てる力を発揮し新たな地域療育センターの礎となるように計画に着手する。特に、横浜市の2024年度予算案に基づき、初期支援の強化として4月にスタートする一次支援事業所の安定的な運営と電子カルテの導入等に取り組む。

2 運営事業の指針

- (1) 利用児・職員の健康と安全を確保して、最大限にサービスを提供する。
- (2) 利用児や保護者に必要な支援とは何か、どのように提供すべきかを第一に考える。
- (3) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの権利擁護」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (4) センターで初めてとなる外部事業所（一次支援事業）及び外部になったことでの拡充する二次支援事業の運用と円滑なサービス提供に取り組む。
- (5) 横浜市療育センター統一電子カルテシステム導入に向けて、他センター横断的に全部門を挙げて取り組む。
- (6) 他の地域療育センターや関係機関への職員派遣研修、交換研修など積極的な人材育成の実施に向けて人材育成計画を推進する。

3 数値目標

児童福祉法改正によって、2024年度から福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援が統合されて児童発達支援となった。

また、通園課及びこども支援室の数値目標は、前年度は1日当たりの通園設定数63名に登園率90%を乗じた目標値（63名/日×90%・12名/日×90%）としたが、実績値との大幅な乖離が生じたため、通園設定数を60名（届出数）として、2023年度実績を参考に登園率を80%とした（60名/日×80%・12名/日×80%）。

部門名	事業名	2024年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療	40.6名/日（40.6名/日）
通園課	福祉型児童発達支援	（41.4名/日）
	医療型児童発達支援	（15.5名/日）
	児童発達支援	48.0名/日（56.9名/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	9.6名/日（10.5名/日）
相談課	障害児相談支援事業	180名（220名）
	保育所等訪問支援事業	80名（60名）

4 各課の主要事業計画

(診療課)

- (1) 医療者としての高い専門性を持ち、常に知識や技術の向上に努める。
 - ① 疾患概念、経過、治療法、予後など医学的専門知識に基づき、医療職として利用児を支援していくことを目指す。
 - ② 各々の専門性を高めるために、研修など積極的に参加していく。
- (2) センターが展開する様々なサービスにおける診療課の役割を明確にする。
 - ① 診療課あるいは専門職として求められている役割を果たせるように努力し、サービスの充実を目指す。
 - ② 診療課内だけでなく、他部門や多職種との連携を密にする。
- (3) 安全並びに感染予防対策を怠らない。
 - ① 利用児と保護者だけでなく自身や他の職員に対し、心身の安全の確保と、感染予防対策の励行に努め、健全な職場の維持を行う。
- (4) 他施設との連携を強化する。
 - ① 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を行い、専門職としての職能向上を行う。
 - ② 他の地域療育センターなど他施設との交流や連携を行い、地域の中核として支援の充実を担っていく。

(通園課)

- (1) 年間療育日数：209日(前年度：211日)
- (2) 利用児数 ※()は前年度

福祉型児童発達支援	103名	(81名)
医療型児童発達支援		(26名)
合計	103名(107名)	

- (3) クラス数 ※()は前年度

福祉型児童発達支援	16クラス	(12クラス)
医療型児童発達支援		(3クラス)
合計	16クラス(15クラス)	

- (4) 療育体制 単位：名

合計	クラス別	月	火	水	木	金
週5日 全4クラス	週5	6	6	6	6	6
		6	6	6	6	6
		6	6	6	6	6
		5	5	5	5	5
	週3	6		6		6

週 3 日 全 5 クラス	週 2		6		6		
	週 3	6		6		6	
	週 2		7		7		
	週 3	7		7		7	
	週 2		7		7		
週 2 日 全 7 クラス	週 3	6		6		6	
	週 2		7		7		
	週 3	6		6		6	
	週 2		6		6		
	週 2			7		7	
	週 2		6		6		
	週 2			7		7	
	週 2		6		6	日々平均	
	日々合計	54	62	61	62	61	60.0

- ① 本年度も高頻度の療育のニーズが一定数あり、発達障害児の週 5 日クラスを 4 つ、週 3 日クラスを 5 つ開設する。低頻度の療育についてはニーズが様々な中、両親共働き世帯の増加により、本来高頻度プランとなる児童が家庭要件で週 2 回が利用の限界という状況があり、週 2 クラスを 7 つ設定する。今後も利用児の状況の変化に応じて通園のあり方を検討しながら運営する。
 - ② 医療、福祉型の区分が統一され、児童発達支援としての運営になるが、療育課題、身体状態を鑑みてクラス編成を行う。
 - ③ 本年度は日々定員を 60 名に設定して実施する。前年度より利用児数は 4 名減となる。
 - ④ 主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。
 - ⑤ 卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。
 - ⑥ 他職種に療育場面に参加してもらい機会を作り、情報共有や多様な視点で児童や療育を検討する場を設けてよりよい支援の充実を図る。
- (5) 人材育成
- ① 直接支援を実践する中で、療育を行うための知識・技術を養う。
 - ② 幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。
 - ③ 週 1 回、集まる時間を設定して、クラス間の情報共有や対応についての検討を行う。
 - ④ 通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

(こども支援室)

(1) 児童発達支援事業所の運営

横浜市地域療育センターが運営する児童発達支援事業所として、各課各職種との連携のもと、利用児の家庭や地域集団での日々の生活がより安定し、健全な発育に繋がるものとなるよう支援する。

- ① 年間療育日数：163 日（前年度：173 日）

巡回訪問実施日を月曜日に揃えたことにより年間療育日数は10日減少となるが、利用児1人当たりへの療育回数は前年度33～34回から、今年度は全クラス1人当たり41回を保障できる設定とする。

② 対象児童

3～5歳児の自閉スペクトラム症(ASD)などの発達障害児やその疑いのある児童

③ 療育体制

1日2時間の集団療育クラスを火曜日から金曜日まで、1日最大2クラスを開催することにより、合計週8組のクラスを開設する。8クラスのうち7クラスは6名編成とするが、利用申込のあった利用児への療育保障のため1クラスのみ7名編成としたため、利用児人数は49名の想定となった。

④ 療育内容

- ・ ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
- ・ 児童が所属する幼稚園・保育園等に訪問し対応方法等を共有する。(年1回以上訪問)
- ・ 保護者に対して、日々の参観や懇談に加えて保護者勉強会を開催し、発達の理解と対応を深めていく。
- ・ 卒園児のフォローとして、就学後1年間は元担任が相談窓口になると共に、卒園児の集いを開催して就学後の状況や相談ニーズを把握し、必要な支援に繋げる。

(2) 二次支援事業として、利用児のニーズに合わせたサービス提供を目指し、既存のサービスの拡充、新規サービスの開拓を行う。

集 団	対 象	主な年齢	回数 (開催頻度)
肢体系 グループ	肢体不自由児の1～3歳	1～3歳	月1×2グループ
知的発達系 グループ	発達障害・その疑いのある児童	2～5歳	週1回(4カ月程度 継続)×3グループ 年間:全9グループ
知的発達系 ひろば	運動発達遅滞や発達障害・ その疑いのある児童	3～5歳	月4～5回開催 申込制

(相談課)

(1) 障害児相談支援

- ① 初回の電話相談等では、的確な聞き取りやニーズ把握に努め、適切な情報提供やサービス利用に繋がる案内を行うとともに、相談者の不安感等の軽減が図れるよう対応する。
- ② センター利用に向けた事前面談については、初回の電話相談等から2週間以内の実施を目指し、利用児の持つニーズ・経過・背景等を丁寧に確認・把握し対応する。また、診療に至らない場合でも支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療育支援(サービス)へと繋げるほか、利用児が通う幼稚園・保育園等への訪問支援事業等について検討していく。

(2) 計画相談支援

① 福祉サービス(通園・こども支援室・保育所等訪問支援)の利用児の障害児支援利用計画書の作成(モニタリングも含めて約180名分作成)を円滑に行うとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。

② 区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を継続的に図る。

(3) 人材育成

① SW全員が出席する受理会議やSW間の個別の相談・調整・指導等のOJTを通じた、利用児・保護者への相談支援対応(相談・受理・支援方針の作成・調整等)の課内共有とレベルアップを継続的に行う。

② SWによる個別の支援情報・方針等を「こころのケア相談事業」を担当する外部の専門職(大学教授・精神保健福祉士)と共有しスーパーバイズを受けることで、より相談支援対応のレベルアップを図る。

③ 職員の中長期的な育成を視野に入れた年度毎の研修計画に基づく研修受講を促進するとともに、伝達研修等を通じて課内への成果物の周知・共有化を図り、課全体のレベルアップに繋げる。

(4) 各種事業

事業名	内容	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園への巡回相談	約130園の内、約80園の訪問
学校支援事業	区内公立小学校への訪問支援	約30校の内延べ40回の訪問(研修含)
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校への訪問支援	約80名についての訪問支援
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年2回の実施
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年12回程度の実施
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール(4)、おもちゃの広場(4)、すてっぷ(2)への巡回支援	年10回の実施

(5) 相談支援・一次支援の強化

横浜市の2022~2025年度中期計画では、地域療育センターによる一次支援及び保育所等訪問支援の拡充が施策方針に盛り込まれており、2024年4月1日に一次支援事業所を開設し、安定的な運営を行っていく。

事業名	内容	回数
ひろば事業 (みんなであそぼ)	地域(すすき野CP, 奈良CP)に出かけての相談支援	月2回
ひろば事業 (あおばであそぼ)	療育センター利用前の相談支援	年10回(土曜診療日に実施)
ひろば事業(はろお!)	相談開始後の一次支援・評価グループ	週10回程度 2024年4月~事業所開設
年長児就学支援グループ (みーと)	年度後半利用の年長児への療育支援	年4回程度

(管理課)

(1) 業務効率化と職場環境の整備

- ① 横浜市主導による市内地域療育センター統一の電子カルテシステムの導入に向けて、関係部署との連携調整をして運営を開始する。また、業務の効率化、及び作業スペースの確保等を狙いとし、IT機器導入による情報の共有化を図る。
- ② 既存マニュアルの見直しとともに、地域療育センターで勤務する上で欠かせない日々の事象を新たにマニュアル化し、働きやすい職場環境を整備する。

(2) 経営管理

- ① 光熱水費や材料費等の価格高騰が経営に与える負担を的確に捉えるとともに、関連部署との連携を密にし、特に財務状況については常に最適化となり得るよう、日々の分析と提案を行っていく。
- ② 法令順守を目的とした、適切な契約業務の遂行を行う。

(3) 施設管理

- ① 老朽化が進む施設内の設備に対して、中期的な修繕計画を策定し、各種補助金等の活用検討しながら、可及的速やかに対策を行う。
- ② 感染拡大防止対策及び事故防止対策を目的として、常に清潔で安全な施設を心掛け、安心して気持ち良く利用できる施設整備を行う。

(4) 防災・防犯意識の向上と取組

- ① 日常の危機管理に加え、土砂災害、風水害等の防災対策のほか、特に年初に発生した能登半島地震をふまえた地震対策を強化する。
- ② 防災訓練を毎月実施すると共に、防災マニュアルを見直し職員に周知徹底する。
- ③ 防犯意識の向上に向けて警察と連携した訓練や不審者対応マニュアル等の見直しを行う。

V たっちほどがや運営事業

1 全体目標

未だ新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、より良い生活環境や活動を提供し、利用者本位の施設運営を継続して進める。

また、長期入所利用者の高齢化及び重度化に伴い、健康管理が重要な課題となっており、利用者の体調の急変に対応するため、医療的ケアが可能な生活支援員をさらに育成するとともに、1階・2階のいずれのユニットでも支援ができるように、職員の協力のもと、入所支援課長を中心としたチーム作りに取り組む。

前年度から検討を開始した、たっちほどがや生活介護事業の施設外運営については、引き続き用地確保に努める。

2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりとの意思疎通の向上及び幸福感の追求
- (2) 高齢化や重度化に対応した利用者支援（看取りの実施）
- (3) 日中活動・外出支援の充実（with コロナにおけるの可能性を見出す）
- (4) 看護体制の強化
- (5) 人材育成（職員自ら発信ができる多様な視点の強化、他施設研修など）
- (6) 在宅児者を介護する家族支援の充実
- (7) 収支状況の改善（節約、合理化）
- (8) 労働環境の改善継続（働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大実施）
- (9) たっちほどがや生活介護事業の施設外運営の検討

3 数値目標

事業名	2024年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2人（41.2人/日）
短期入所事業	7.8人（7.8人/日）
生活介護事業	20.2人（23.5人/日）【祝日利用含む】
たっちいずみの課 生活介護事業	19.6人（19.6人/日）
たっちいずみの課 放課後等デイサービス事業	3.9人（3.9人/日）

4 各課の主要事業計画

（入所支援課）

- (1) 利用者の高齢化・重度化への対応
 - ① 医療的ケアの対応が可能な生活支援員をさらに育成する。

② 利用者の状態に応じた居室の見直し。

(2) with コロナにおける社会参加

① 外出活動については、場所や時間を外出先の感染状況等に応じて調整し実施する。

② 通所・在宅支援課と協働して、ボランティアをはじめとした地域交流の再構築をする。

③ 長期入所利用者の外部通所に関しては基本的には廃止とし、家族からの要望や本人の精神的安定につながるような場合は別途検討する。

(3) 家族とのつながり

① 感染状況を踏まえて、面会を実施する。(継続)

② 本人の様子ができるようなお知らせを定期的に発行する。(継続)

(4) 感染状況に合わせた行事の実施

① 施設内の感染状況等に対応した行事を企画し、実施する。

② 通所・在宅支援課と協働して、感染状況に併せた短期入所の受け入れ方法や待機期間を検討する。

(5) 日中活動支援

① 感染状況等に応じて、その時に適した活動を実施する。

② 個別活動やユニット活動、調理活動等が中心となるなかで、ボランティア等の地域とのつながりが途切れないような関係継続を保っていく。

また、ボランティアの受け入れの再開時に、スムーズに対応できるよう準備を進める。

(6) 職員のスキルアップ

① 職員一人ひとりが共有すべき情報を理解し、発信できる能力を身に付ける事ができるような研修を行う。

② 医療的ケアが対応できるように、積極的に研修に参加する。

(通所・在宅支援課)

(1) 生活介護事業

2024 年度も継続して徹底した感染防止対策を行いながら、日々の利用者数 20 名を目標に安定運営に努める。また、外出やイベント等を工夫して行い、利用者の意思決定や家族のニーズに焦点を当てた「楽しい場所」を提供していく。

また、一人ひとりの個別の課題や将来へ向けての準備を、各関係機関と連携し支援する。

(2) 短期入所事業

① 感染拡大防止や利用者のプライベート空間の確保など、全室個室の環境をメリットと捉え、状況に応じた柔軟な対応を実施していく。

② 地域の感染状況を正確に捉え、感染対策と本人や家族のニーズが共に共有できるように、その時に見合った連絡、調整を行う。

(3) 指定特定相談支援事業

① 本人や家族が安心した生活が送れるように、各関係機関と連携を図る。

② 法人内の他事業所と連携を図る。

(4) 人材育成

チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定して、チーム(集団)としても成長していく。また、職員同士で意見を出し合う機会を設

け、情報共有することで結束力を強めていく。

担当業務を強化するための研修等に参加し、生活支援員としての知識や技術の向上を図る。

(5) 働きやすい環境づくり

役割分担を明確にして、業務時間内で収まるように工夫し、残業を減らしていく。

休暇の取りやすい環境作りや意識改革を行っていく。

(たっちいずみの課)

(1) 利用者、利用者家族に寄り添った支援

利用者が笑顔で楽しめる場であるとともに、様々な社会体験の出来る場所にしていく。

また、ご家族の思いに寄り添いながら、利用者の自主性を尊重し持っている力を発揮出来る場面を創出し、基本的な感染対策を実施することで安心して利用出来る場所にしていく。

(2) 活動内容及びサービスの向上

利用者一人ひとりの意思表示を丁寧に汲み取り、行動出来る活動を実施していく。

また、近隣地域への外出活動やイベント等交流の場を広げていく。

さらに、事業所の見える化を図り、活動参観会など普段の様子が見える機会を作っていく。

(3) 職員一人ひとりが余裕を持ち、生き活きと働ける環境作り

① 休暇や事務的な仕事を計画的に取り組める環境作りをする。

② 職員 1 人ひとりが利用者の希望を実現するためには、どのような支援が出来るのか職員一丸となって考え、日々充実感を持って働ける環境作りをする。

③ 職員の外部研修の参加促進、内部勉強会、オンライン研修などを活用してスキルアップをする。

(看護課)

(1) 看護師の連携体制の整備

① 感染対応や利用者の健康面の支援について看護師間で情報共有し、連携を強める。

② 感染症状況に配慮しながら、利用者の生活の場の拡大やイベント活動などの再開を安全に行えるよう、生活支援員・看護師・医療機関・嘱託医と連携し、利用者の QOL の向上を図る。

(2) 入所

主治医、施設間、家族とカンファレンスや話し合いを実施し、利用者の健康ステージや障害の特性を踏まえた支援のアドバイスを行い、生活の質の向上と健康維持の調和のとれた支援が提供できるように、生活支援員と協働して検討する。

(3) 短期入所

利用者が安心・安全に過ごせるように、情報共有の体制を整える。

(4) 通所

利用者が安心・安全に過ごせるように、生活支援員と連携しケアを行う。

(5) 職員育成

① 医療ケアを安全に実施できるように、研修の実施、適時の技術確認を行うとともに、利用者にとっての医療ケアの必要性や役割について考えながら、技術を深める指導を行う。

- ② 感染や急変時のスムーズな対応ができるように、引き続き情報共有を行う。

(管理課)

収支状況を分析し、経営改善に向けた検討を行う。

(1) 予算及び執行の管理

- ① 適切な予算作成と計画的な執行を行う。
- ② 助成金や補助金を積極的に活用する。

(2) 建物・設備管理

- ① 経年劣化による建物修繕及び設備更新について、引き続き必要な費用を積算する。
- ② 定期的な施設設備の点検と迅速で合理的な修繕を実施する。

(3) 労働環境整備

- ① 腰痛による離職を防ぐため、リフター導入を進める。
- ② 時間外労働及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

(4) 防災・防犯・感染対策

- ① 能登の震災を踏まえて、飲料水などの備蓄を含めた防災計画やBCPを見直す。
- ② BCP訓練を定期的に行い、実効性のあるものにつなげる。
- ③ 福祉避難所設置及び開所運営訓練を実施する。

(5) 給食提供

- ① 利用者が高齢化・重度化している為、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面について聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。
- ② 入所利用中の給食では実現困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせてものにつなげる。
- ③ 給食業者が変更になり2年が経過したが、定期的な給食会議を行う中で、利用者の状況の共有を行いながら、給食提供を行う。